

知るための第①歩 事業所がおこなう健康診断

健診結果を従業員・事業主が  
ともに把握すると・・・？



- ▼必要な受診につながる 
- ▼健康を守る職場環境ができる

まずは、定期健康診断をしましょう

**Check!** 労働安全衛生法第66条第1項 労働安全衛生規則第44条

従業員の安全と健康を守るため、事業者に対して

「1年に1回、定期健康診断を実施する」ことを義務付けています。

 「定期健康診断」と「特定健康診断」はちがいます。

	定期健康診断	特定健康診断
実施者と実施義務	事業者の義務 <b>Check!</b>	医療保険者 <sup>※</sup> の努力義務 <small>※ 医療保険を運営する団体</small>
対象者と受診義務	常時使用する労働者	40～74歳の被保険者
	受診しなければならない	受診が望ましい
健康診断についてのお問い合わせ	長崎県労働基準監督署	加入されている各医療保険者 西海市、長与町、時津町、協会けんぽ等

ステップ1

定期健康診断  
を実施したら



医療保険者は  
受診率UP・健康サポートを行うために  
事業者や受診者のみなさんに  
**健診結果データ**の提供をお願いしています

健診結果って  
個人情報じゃないの？



**Check!** 定期健康診断の結果データの保険者への提供は「**高齢者医療の確保に関する法律**」に規定されており、法令に基づく事業者の義務のため、事業主が責任を問われることはありません。

## 健康診断未受診者に受診をすすめましょう！！

ステップ2

**Check!** 労働安全衛生規則第51条

事業者は健康診断の結果から

健康診断個人票を作成し、5年間保存の義務があります。



## 有所見者に保健指導または二次健診の受診をすすめましょう！！

ステップ3

**Check!** 労働安全衛生法第66条の4及び5

事業者は健康診断結果について医師等の意見をふまえ、適切な措置を講じなければなりません。地域産業保健センター（電話番号 095-865-7797）では、意見聴取のための産業医を紹介しています。

事業者が従業員の健康診断の結果を見ていいのかな？



**Check!** 事業者が労働安全衛生法に基づく健診を実施し、従業員の身体状況や病状等の情報を健診実施機関から取得することについては、法に基づく個人情報の提供であるため、本人の同意は必要ありません。

### 受けて安心！！

# がん検診

スペシャル

**Check!**

がんは日本人の死亡原因の第1位です！

長崎県・西彼保健所管内の死因の1位も悪性新生物（がん）によるものです。がんの罹患者数は、働き盛り世代から増え始める傾向にあり早期発見の取り組みが大切です。

どうしてがん検診なの？  
どこで受ければいいの？



**Check!** がんにかかっても、初期の段階ではほとんど自覚症状がありません。早期発見するには、定期的に検診を受けることが最も重要です。

**Check!** 職場や加入している健保組合・共済組合等が実施していることがあります。対象年齢の方は、どなたでもお住まいの市町のがん検診を受診することができます。

「集団」と「個別」の検診があり、各市町で実施時期・医療機関が決まっています。

詳しくは各市町に

お問い合わせください。

問合せ先	担当	電話番号
西海市	健康ほけん課	0959-37-0067
長与町	健康保険課	095-801-5820
時津町	国保・健康増進課	095-882-3938

# 事業所ぐるみの健康づくり

～元気で明るい職場づくりを応援します～

いつまでも健康で働き続けることはみんなの願いです。

健康づくりは、1人ひとりが食事や運動等の生活習慣に気を付け、病気の予防や重症化予防に努めることはもちろん重要なことですが、1日の多くの時間を過ごす事業所全体で取り組むことも大切です。

## 西彼保健所管内の事業所の取り組みについてご紹介！！



職場を巡回して安全管理等、声かけしている。  
職員同士お互いに声をかけあえる職場づくりをしたい。



事業主の  
気配り・目配り



日頃から従業員の顔色をみておき、変化に気づくよう心がけている。



### 健康づくりの取り組み

職場に週1回整体師に  
来てもらい腰痛対策



職場に血圧計や  
アルコールチェッカー設置



朝礼を活用して  
健康チェック

健診結果から健康優良者に褒賞を出して  
健康への意識の向上と取り組み推進



商工会の助成を活用し、  
健康診断やPET-CTを  
職員全員に受診



事業所で医療機関を予約。  
業務のシフトを組み、  
全員が交代で受診できるよう工夫



健康診断  
の工夫

ともに働く仲間だから

事業者から働きかける

他事業所が健診巡回車で健康診断を  
実施する際に、一緒に受診



# 職場ぐるみで取り組める 健康づくり情報(特)



生活習慣病発症リスクを表示

健康情報をGET!! あなたの将来の

【生活習慣病発症リスク】を見える化!

ながさき3MYチャレンジ

×

ひさやま元気予報



長崎県国保・健康増進課 <https://nagasaki.h-genki-yoho.jp/>

## 健康講話のための専門スタッフの派遣

事業所での自主的な健康づくりを応援するため専門スタッフが出前講話

無料♪ テーマは下記の5つのテーマから選べます!! 無料♪

### 栄養・食生活

サプリに頼らず  
元気になる  
食事のポイント

### 身体活動・運動

腰痛・肩こり  
防止など、  
職場や家庭で  
できる運動

### 喫煙

たばこの害、  
周囲への影響、  
禁煙方法など

### 歯・口腔健康

むし歯や  
歯周疾患が  
からだに  
与える影響

### こころの健康

睡眠・休養など  
こころと身体の  
健康

【問合わせ先】長崎県西彼保健所 地域保健課：電話番号095-856-5059

知  
得!

### ★ 健康診断への助成制度～西そのぎ商工会～

・会員事業所の労務管理を支援する目的で、  
健康診断の一部助成を行っています。

### ★ PET-CTへの助成制度 ～各商工会～

・PET-CTがん検診を割引価格で受診できます。

※詳しくは各商工会に問合せください。

問合せ先	電話番号	問合せ時間
西そのぎ商工会	095-882-2240	8時45分～17時30分
西海市商工会	0959-37-5400	8時30分～17時15分

### ★ 協会けんぽのご加入の方へ

・生活習慣病予防健診を受診した場合、協会けんぽから費用の補助があり、  
検査項目に5種類(胃、子宮、肺、乳、大腸)のがん検診も含まれています。

※詳しくは協会けんぽ 長崎支部(電話：095-829-5002)へお問い合わせください。

発行：長崎県西彼保健所地域・職域連携推進協議会

(事務局 長崎県西彼保健所)